

○厚生労働省令第百七十六号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十二日

厚生労働大臣 後藤 茂之

社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 (略) 二 法第三十四条の二第三項第二号(法第百三十九条第四項において準用する場合を含む。) 三〇八 (略) 九 法第四十五条の三十二第四項第二号(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。) 十 法第四十五条の三十四第三項第二号(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。) 十一〇十七 (略) (電磁的記録の備置きに関する特則) 第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一〇三 (略) 四 法第四十五条の三十四第五項(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 (略) 二 法第三十四条の二第三項第二号 三〇八 (略) 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一〇十七 (略) (電磁的記録の備置きに関する特則) 第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一〇三 (略) 四 法第四十五条の三十四第五項

(事業報告)

第二条の二十五 (略)

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

- 一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十条第七項第一号及び第四十条の十七第一号を除き、以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）

二 (略)

3 (略)

(資金を調達するための支援)

第三十八条 法第二百二十五条第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、資金の貸付けとする。

(社会福祉連携推進認定の申請手続)

第三十九条 法第二百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 名称及び代表者の氏名
- 二 主たる事務所の所在地

三 法第二百二十五条に規定する社会福祉連携推進業務の内容

2 法第二百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 当該一般社団法人の登記事項証明書
- 二 当該一般社団法人の理事及び監事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 三 法第二百二十七条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類

四 当該一般社団法人の理事及び監事が法第二百二十八条第一号イ

(事業報告)

第二条の二十五 (略)

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

- 一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算関係書類（計算書類（法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）

二 (略)

3 (略)

第三十八条 削除

第三十九条及び第四十条 削除

から二までのいずれにも該当しないことを証明する書類

五 法第二百二十八条第二号及び第三号のいずれにも該当しないことを証明する書類

六 前各号に掲げるもののほか、所轄庁が法第二百五条の認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）に必要と認める書類

3 前項の申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

4 法第二百二十六条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百五条第四号の業務（次号及び第三号において「貸付業務」という。）により支援を受けようとする社員名

二 貸付業務に係る貸付けの金額

三 貸付業務に係る貸付けの契約日

四 法第二百二十七条第五号トに掲げる事項の承認の方法

（社会福祉連携推進認定の基準）

第四十条 法第二百二十七条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 社会福祉事業等従事者の養成機関を経営する法人

二 社会福祉を目的とする事業（社会福祉事業を除く。）を経営する法人

2 法第二百二十七条第五号イに規定する厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができるとする事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。

イ 社員の議決権に関して、社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対し

（新設）

て提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

ハ 社員の議決権に関して、一の社員が総社員の議決権の過半数を保有しないものであること。

二 総社員の議決権の過半数は、社員である社会福祉法人が保有しなければならぬものであること。

3 法第二百二十七条第五号ロ(2)に規定する当該一般社団法人の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該理事の使用人

三 当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

4 法第二百二十七条第五号ロ(3)に規定する当該一般社団法人の各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二 当該役員の使用人

三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

四 前二号に掲げる者の配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

5 法第二百二十七条第五号ロ(4)に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 理事について、当該一般社団法人が行う事業の区域における

福祉に関する実情に通じている者

二 監事について、財務管理について識見を有する者

6 法第二百二十七条第五号ホ(1)に規定する厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

7 法第二百二十七条第五号ホ(2)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該一般社団法人の計算関係書類（計算書類（法第三百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十三条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書をいう。）を監査し、会計監査報告を作成しなければならないこと。

	二 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこと。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならないこと。 (1) 当該一般社団法人の理事及び職員 (2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
	三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録（法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録をいう。）を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。
	四 会計監査人は、次に掲げるものの閲覧若しくは謄写をし、又は当該一般社団法人の理事若しくは職員に対し、会計に関する報告を求めることができること。 (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面 (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの
8	法第百二十七条第五号トに規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
	一 決算の決定に関する事項
	二 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れに関する事項
	三 重要な資産の処分に関する事項
	四 合併に関する事項
9	五 目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項 法第百二十七条第五号ルに規定する厚生労働省令で定める者は、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人とする。

〔最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法〕

第四十条の二 令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第〇〇〇号）第十九条の第二号第一様式中当年度決算(A)のサービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。

（新設）

（公示の方法）

第四十条の三 法第二百二十九条及び法第四百四十五条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

〔法第三百三十一条において準用する法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの〕

第四十条の四 法第三百三十一条において準用する法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、社会福祉連携推進法人の社員の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ、法第二百二十五条に掲げる全ての業務を行うもの及びこれに類するものとする。

（新設）

〔事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの〕

第四十条の五 令第三十五条第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（新設）

一 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（次項において「子法人」という。）

二 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

2 前項各号の「財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配して

いる場合」とは、一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業、又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合をいう。

（委託募集の特例）

第四十条の六 社会福祉連携推進法人が法第三十四条第一項に規定する募集（以下この条において「委託募集」という。）に従事するときは、社会福祉連携推進法人及びその社員は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）その他労働関係法令に係る重大な違反がないこと。

二 社会福祉連携推進法人について、精神の機能の障害により労働者の募集を行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者が当該募集に従事しないこと。

三 社会福祉連携推進法人について、職業安定法その他労働関係法令、当該募集内容及び当該募集に係る業務の内容に関して十分な知識を有する者が当該募集に従事すること。

2 募集に係る労働条件は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

一 労働関係法令に違反するものでないこと。

二 賃金が、同地域における同業種の賃金水準に比べて著しく低くないこと。

三 労働者の業務の内容及び労働条件が明示されていること。

3 募集の期間は、一年を超えてはならない。

4 募集の報酬は、特段の事情がある場合を除き、支払われた賃金額の百分の五十（同一の者に引き続き一年を超えて雇用される場合にあつては、一年間の雇用にかかわる賃金額の百分の五十）を超えてはならない。

5 社員は、委託募集の報酬として、厚生労働大臣の認可を受けた報酬以外を社会福祉連携推進法人に与えてはならない。

（新設）

第四十条の七 法第百三十四条第二項に規定する厚生労働省令で定

(新設)

めるものは、次のとおりとする。

一 募集に係る事業所の名称及び所在地

二 募集時期

三 募集職種及び人員

四 募集地域

五 募集に係る労働者の業務の内容

六 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

第四十条の八 法第百三十四条第二項の規定による届出（以下この

(新設)

条において「届出」という。）は、社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて次項第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2 届出をしようとする社会福祉連携推進法人は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、次に掲げる募集にあつては当該主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集

二 社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百

人（一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人）未満のもの

3| 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、厚生労働省社会・援護局長の定めるところによる。

第四十条の九 法第百三十四条第一項の募集に従事する社会福祉連携推進法人は、厚生労働省社会・援護局長の定める様式に従い、毎年度、募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌末日まで）に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（新設）

（社会福祉連携推進目的事業財産）

第四十条の十 法第百三十七条に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

（新設）

一 善良な管理者の注意を払つたにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合

二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合

三 当該社会福祉連携推進法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四条の規定による認定（第四十条の二十一において「公益認定」という。）を受けた法人である場合

2| 法第百三十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める割合は、百分の五十とする。

3| 法第百三十七条第六号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。ただし、継続して社会福祉連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、この方法による表示をすることができない。

4 法第百三十七条第七号に規定する厚生労働省令で定める財産は

、次に掲げる財産とする。

一 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり社会福祉連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

二 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進目的保有財産（第五号及び第六号並びに法第百三十七条第五号及び第六号に掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産

三 社会福祉連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産

四 社会福祉連携推進目的保有財産以外の財産とした社会福祉連携推進目的保有財産の額に相当する財産

五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産

六 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に第一号から第四号まで及び法第百三十七条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前項の規定により表示したもの

七 法第百三十七条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該社会福祉連携推進法人の定款又は社員総会において、社会福祉連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

（計算書類等の規定の準用）

第四十条の十一 第二条の四十及び第二条の四十二の規定は、法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項及び法第四十五条の三十五第一項に規定する社会福祉連携推進法

（新設）

人の計算書類等について準用する。この場合において、第二条の四十第一項中「定時評議員会（法第四十五条の三十一）」とあるのは「定時社員総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十七条）」と、第二条の四十第二項中「法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の三十九」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十四条及び第二条の二十六から第二条の三十四」と、第二条の四十二中「理事、監事及び評議員」とあるのは「理事及び監事」と、「理事等」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

2) 第二条の二十五から第二条の三十七までの規定は、社会福祉連携推進法人の監事の監査について準用する。この場合において、第二条の二十五中「法第四十五条の二十七第二項」とあるのは「法第三百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十三条第二項」と、「法第四十五条の十三第四項第五号」とあるのは「法第二百二十七条第五号ホ」と、第二条の二十六第一項中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第三百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十四条第一項及び第二項」と、「計算関係書類（）」とあるのは「計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいい、）」と、第二条の二十七第一項中「法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人」とあるのは「会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人」と、第二条の三十第一項第二号中「計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七条の第二項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条及び第二条の三十二において同じ。）」とあるのは「計算関係書類」と、第二条の三十二第二項第一号中「計算関係書類のうち計算書類」とある

のは「計算関係書類（附属明細書を除く。）」と、第二条の三十五中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第三百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十四条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。」

（事業の概要等）

第四十条の十二 法第三百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉連携推進法人に関する基本情報
- 二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における社員の状況
- 三 当会計年度の初日における理事の状況
- 四 当会計年度の初日における監事の状況
- 五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況
- 六 当会計年度の初日における社会福祉連携推進評議会の構成員の状況
- 七 当会計年度の初日における職員の状況
- 八 前会計年度における社員総会の状況
- 九 前会計年度における理事会の状況
- 十 前会計年度における監事の状況
- 十一 前会計年度における会計監査の状況
- 十二 前会計年度における社会福祉連携推進評議会の状況
- 十三 前会計年度における事業等の概要
- 十四 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
- 十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画
- 十六 その他必要な事項

（新設）

〔定款の変更の認可の申請〕

第四十条の十三 社会福祉連携推進法人は、法第百三十九条第一項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の条項及びその理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して認定所轄庁に提出しなければならない。

- 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 二 変更後の定款

2 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

3 法第百三十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 事務所の所在地
- 二 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更
- 三 公告の方法

〔代表理事の選定等の認可の申請〕

第四十条の十四 社会福祉連携推進法人は、法第百四十二条の規定により、代表理事の選定又は解職に係る認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定所轄庁に提出しなければならない。

- 一 当該代表理事となるべき者の住所及び氏名
- 二 選定又は解職の理由

2 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。

〔所轄庁への届出等の規定の準用〕

第四十条の十五 第九条（第三号を除く。）及び第十条第一項の規定は、法第百四十四条において準用する法第五十九条に規定する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への届出等について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

(公表)

第四十条の十六 法第百四十四条において準用する法第五十九条の

二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類

二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。）

(調査事項)

第四十条の十七 法第百四十四条において準用する法第五十九条の

二第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。

一 計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいう。）の内容

二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容

三 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に掲げる事項が記載された部分を除く。）の内容

四 その他必要な事項

(報告方法)

第四十条の十八 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法と

(新設)

(新設)

(新設)

する。

〔社会福祉連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課〕

第四十条の十九 法第百四十六条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後の社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第百四十五条第一項又は第二項の社会福祉連携推進認定の取消しの日以後に確定したものである。

〔社会福祉連携推進認定が取り消された場合における社会福祉連携推進目的取得財産残額〕

第四十条の二十 認定所轄庁が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定の取消しをした場合における法第百四十六条第二項の社会福祉連携推進目的取得財産残額は、法第百四十四条において準用する法第五十九条第二号の規定により届け出られた財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該社会福祉連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。

〔公益認定を受けている場合の特例〕

第四十条の二十一 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合は、法第百二十七条第五号ル及びヲの規定は、適用しない。

2 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合において、当該社会福祉連携推進法人が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合は、同条第四項及び第五項並びに法第百四十六条の規定は、適用しない。

（新設）

（新設）

（新設）

（社会福祉法人会計基準の一部改正）

第二条 社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係） 収入の部				別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係） 収入の部			
事業活動による収入				事業活動による収入			
大区分	中区分	小区分		大区分	中区分	小区分	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
受取利息配当金収入				受取利息配当金収入			
<u>社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入</u>				(新設)			
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
施設整備等による収入				施設整備等による収入			
大区分	中区分	小区分		大区分	中区分	小区分	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
設備資金借入金				設備資金借入金			
<u>社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入</u>				(新設)			
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

その他の活動による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
役員等長期借入金収入		
<u>社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入</u>		
長期貸付金回収収入		
<u>社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入</u>		
(略)	(略)	(略)

支出の部

事業活動による支出		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
支払利息支出		
<u>社会福祉連携推進業務借入金支払利</u>		

その他の活動による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
役員等長期借入金収入		
(新設)		
長期貸付金回収収入		
(新設)		
(略)	(略)	(略)

支出の部

事業活動による支出		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
支払利息支出		
(新設)		

息支出		
(略)	(略)	(略)
	為替差損	
	貸倒損失額	
(略)	(略)	(略)
施設整備等による支出		
大区分	中区分	小区分
設備資金借入金元金償還支出		
<u>社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出</u>		
(略)	(略)	(略)
その他の活動による支出		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
役員等長期借入金元金償還支出		
<u>社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支</u>		

(略)	(略)	(略)
	為替差損	
	(新設)	
(略)	(略)	(略)
施設整備等による支出		
大区分	中区分	小区分
設備資金借入金元金償還支出		
(新設)		
(略)	(略)	(略)
その他の活動による支出		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
役員等長期借入金元金償還支出		
(新設)		

出		
長期貸付金支出		
<u>社会福祉連携推進</u>		
<u>業務長期貸付金支出</u>		
(略)	(略)	(略)

別表第二 事業活動計算書勘定科目（第二十四条関係）
収益の部

サービス活動増減による収益		
(略)	(略)	(略)
サービス活動外増減による収益		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
受取利息配当金収益		
<u>社会福祉連携推進</u>		
<u>業務貸付金受取利息収益</u>		
(略)	(略)	(略)
特別増減による収益		
大区分	中区分	小区分

長期貸付金支出		
(新設)		
(略)	(略)	(略)

別表第二 事業活動計算書勘定科目（第二十四条関係）
収益の部

サービス活動増減による収益		
(略)	(略)	(略)
サービス活動外増減による収益		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
受取利息配当金収益		
(新設)		
(略)	(略)	(略)
特別増減による収益		
大区分	中区分	小区分

(略)	(略)	(略)
その他の特別収益	貸倒引当金戻 入益	
	徴収不能引当 金戻入益	

費用の部

サービス活動増減による費用		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
国庫補助金等特別 積立金取崩額		
貸倒損失額		
貸倒引当金繰入		
(略)	(略)	(略)
サービス活動外増減による費用		
大区分	中区分	小区分
支払利息		
社会福祉連携推進 業務借入金支払利 息		
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
その他の特別収益	(新設)	
	徴収不能引当 金戻入益	

費用の部

サービス活動増減による費用		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
国庫補助金等特別 積立金取崩額		
(新設)		
(新設)		
(略)	(略)	(略)
サービス活動外増減による費用		
大区分	中区分	小区分
支払利息		
(新設)		
(略)	(略)	(略)

(略)

別表第三 貸借対照表勘定科目 (第二十八条関係)

資産の部		
大区分	中区分	小区分
流動資産	(略)	
	前払費用	
	<u>1年以内回収</u>	
	<u>予定社会福祉</u>	
	<u>連携推進業務</u>	
	<u>長期貸付金</u>	
	(略)	
	1年以内回収	
	予定拠点区分	
	間長期貸付金	
	<u>社会福祉連携</u>	
	<u>推進業務短期</u>	
	<u>貸付金</u>	
	(略)	
	その他の流動	
資産		
<u>貸倒引当金</u>		

(略)

別表第三 貸借対照表勘定科目 (第二十八条関係)

資産の部		
大区分	中区分	小区分
流動資産	(略)	
	前払費用	
	(新設)	
	(略)	
	1年以内回収	
	予定拠点区分	
	間長期貸付金	
	(新設)	
	(略)	
	その他の流動	
資産		
(新設)		

(略) (その他の固定資産)	(略)	(略)
	(略)	
	投資有価証券	
	<u>社会福祉連携</u>	
	<u>推進業務長期</u>	
	<u>貸付金</u>	
	(略)	
	その他の固定	
	資産	
	<u>貸倒引当金</u>	
(略)		
負債の部		
大区分	中区分	小区分
流動負債	(略)	
	支払手形	
	<u>社会福祉連携</u>	
	<u>推進業務短期</u>	
	<u>運営資金借入</u>	
	<u>金</u>	
	役員等短期借	

(略) (その他の固定資産)	(略)	(略)
	(略)	
	投資有価証券	
	(新設)	
	(略)	
	その他の固定	
	資産	
	(新設)	
	(略)	
負債の部		
大区分	中区分	小区分
流動負債	(略)	
	支払手形	
	(新設)	
	役員等短期借	

入金	入金	入金	入金
<u>1年以内返済</u>			1年以内返済
<u>予定社会福祉</u>			(新設)
<u>連携推進業務</u>			
<u>設備資金借入</u>			
金			
1年以内返済			1年以内返済
予定設備資金			予定設備資金
借入金			借入金
1年以内返済			(新設)
<u>予定社会福祉</u>			
<u>連携推進業務</u>			
<u>長期運営資金</u>			
<u>借入金</u>			
(略)			(略)
固定負債	固定負債	固定負債	固定負債
<u>社会福祉連携</u>			(新設)
<u>推進業務設備</u>			
<u>資金借入金</u>			
設備資金借入			設備資金借入
金			金
<u>社会福祉連携</u>			(新設)
<u>推進業務長期</u>			

<u>運営資金借入金</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		

。

第一号第一様式から第四様式まで及び第二号第一様式から第四様式までを次のように改める

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 退職共済事業収入 (何) 事業収入 (何) 収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額 事業活動収入計(1)				
支出	支出				
	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 授産事業支出 退職共済事業支出 (何) 支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額 事業活動支出計(2)				
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入 施設整備等収入計(4)				
支出	支出				
	設備資金借入金元金償還支出 社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入 その他の活動収入計(7)				
支出	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出 役員等長期借入金元金償還支出 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 社会福祉連携推進業務長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出 その他の活動支出計(8)				
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)		×××	—	×××	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△×××			
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

(注) 予備費支出△×××円は(何)支出に充当使用した額である。

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第二様式（第十七条第四項関係）
資金収支内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引 消去	法人合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 退職共済事業収入 （何）事業収入 （何）収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額 事業活動収入計（１）					
	支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 授産事業支出 退職共済事業支出 （何）支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額 事業活動支出計（２）					
		事業活動資金収支差額（３）＝（１）－（２）					
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入 施設整備等収入計（４）					
	支出	設備資金借入金元金償還支出 社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 施設整備等支出計（５）					
		施設整備等資金収支差額（６）＝（４）－（５）					
	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 その他の活動による収入 その他の活動収入計（７）					
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 役員等長期借入金元金償還支出 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 社会福祉連携推進業務長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 その他の活動による支出 その他の活動支出計（８）					
		その他の活動資金収支差額（９）＝（７）－（８）					
当期資金収支差額合計（１０）＝（３）＋（６）＋（９）							
前期末支払資金残高（１１）							
当期末支払資金残高（１０）＋（１１）							

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第三様式（第十七条第四項関係）
（何）事業区分 資金収支内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		(何) 拠点	(何) 拠点	(何) 拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入					
		老人福祉事業収入					
		児童福祉事業収入					
		保育事業収入					
		就労支援事業収入					
		障害福祉サービス等事業収入					
		生活保護事業収入					
		医療事業収入					
		退職共済事業収入					
		(何) 事業収入					
	(何) 収入						
	借入金利息補助金収入						
	経常経費寄附金収入						
	受取利息配当金収入						
	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入						
	その他の収入						
	流動資産評価益等による資金増加額						
	事業活動収入計(1)						
	支出	人件費支出					
事業費支出							
事務費支出							
就労支援事業支出							
授産事業支出							
退職共済事業支出							
(何) 支出							
利用者負担軽減額							
支払利息支出							
社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出							
その他の支出							
流動資産評価損等による資金減少額							
事業活動支出計(2)							
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)							
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入					
		施設整備等寄附金収入					
		設備資金借入金収入					
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入					
		固定資産売却収入					
	その他の施設整備等による収入						
	施設整備等収入計(4)						
	支出	設備資金借入金元金償還支出					
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出					
		固定資産取得支出					
固定資産除却・廃棄支出							
ファイナンス・リース債務の返済支出							
その他の施設整備等による支出							
施設整備等支出計(5)							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入					
		長期運営資金借入金収入					
		役員等長期借入金収入					
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入					
		長期貸付金回収収入					
		社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入					
		投資有価証券売却収入					
		積立資産取崩収入					
		事業区分間長期借入金収入					
		拠点区分間長期借入金収入					
	事業区分間長期貸付金回収収入						
	拠点区分間長期貸付金回収収入						
	事業区分間繰入金収入						
	拠点区分間繰入金収入						
	その他の活動による収入						
	その他の活動収入計(7)						
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出					
		役員等長期借入金元金償還支出					
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出					
長期貸付金支出							
社会福祉連携推進業務長期貸付金支出							
投資有価証券取得支出							
積立資産支出							
事業区分間長期貸付金支出							
拠点区分間長期貸付金支出							
事業区分間長期借入金返済支出							
拠点区分間長期借入金返済支出							
事業区分間繰入金支出							
拠点区分間繰入金支出							
その他の活動による支出							
その他の活動支出計(8)							
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)							
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)							
前期末支払資金残高(11)							
当期末支払資金残高(10)+(11)							

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第四様式（第十七条第四項関係）

（何）拠点区分 資金収支計算書

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入				
	施設介護料収入				
	介護報酬収入				
	利用者負担金収入（公費）				
	利用者負担金収入（一般）				
	居宅介護料収入				
	（介護報酬収入）				
	介護報酬収入				
	介護予防報酬収入				
	（利用者負担金収入）				
	介護負担金収入（公費）				
	介護負担金収入（一般）				
	介護予防負担金収入（公費）				
	介護予防負担金収入（一般）				
	地域密着型介護料収入				
	（介護報酬収入）				
	介護報酬収入				
	介護予防報酬収入				
	（利用者負担金収入）				
	介護負担金収入（公費）				
	介護負担金収入（一般）				
	介護予防負担金収入（公費）				
	介護予防負担金収入（一般）				
	居宅介護支援介護料収入				
	居宅介護支援介護料収入				
	介護予防支援介護料収入				
	介護予防・日常生活支援総合事業収入				
	事業費収入				
	事業負担金収入（公費）				
	事業負担金収入（一般）				
	利用者等利用料収入				
	施設サービス利用料収入				
	居宅介護サービス利用料収入				
	地域密着型介護サービス利用料収入				
	食費収入（公費）				
	食費収入（一般）				
	食費収入（特定）				
	居住費収入（公費）				
	居住費収入（一般）				
	居住費収入（特定）				
	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入				
	補助金事業収入（公費）				
	補助金事業収入（一般）				
	市町村特別事業収入（公費）				
	市町村特別事業収入（一般）				
	受託事業収入（公費）				
	受託事業収入（一般）				
	その他の事業収入				
	（保険等査定減）				
	老人福祉事業収入				
	措置事業収入				
	事務費収入				
	事業費収入				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入				
	運営事業収入				
	管理費収入				
	その他の利用料収入				
	補助金事業収入（公費）				
	補助金事業収入（一般）				
	その他の事業収入				
	その他の事業収入				
	管理費収入				
	その他の利用料収入				
	その他の事業収入				

	児童福祉事業収入				
	措置費収入				
	事務費収入				
	事業費収入				
	私的契約利用料収入				
	その他の事業収入				
	補助金事業収入（公費）				
	補助金事業収入（一般）				
	受託事業収入（公費）				
	受託事業収入（一般）				
	その他の事業収入				
	保育事業収入				
	施設型給付費収入				
	施設型給付費収入				
	利用者負担金収入				
	特例施設型給付費収入				
	特例施設型給付費収入				
	利用者負担金収入				
	地域型保育給付費収入				
	地域型保育給付費収入				
	利用者負担金収入				
	特例地域型保育給付費収入				
	特例地域型保育給付費収入				
	利用者負担金収入				
	委託費収入				
	利用者等利用料収入				
	利用者等利用料収入（公費）				
	利用者等利用料収入（一般）				
	その他の利用料収入				
	私的契約利用料収入				
	その他の事業収入				
	補助金事業収入（公費）				
	補助金事業収入（一般）				
	受託事業収入（公費）				
	受託事業収入（一般）				
	その他の事業収入				
	就労支援事業収入				
	（何）事業収入				
	障害福祉サービス等事業収入				
	自立支援給付費収入				
	介護給付費収入				
	特例介護給付費収入				
	訓練等給付費収入				
	特例訓練等給付費収入				
	地域相談支援給付費収入				
	特例地域相談支援給付費収入				
	計画相談支援給付費収入				
	特例計画相談支援給付費収入				
	障害児施設給付費収入				
	障害児通所給付費収入				
	特例障害児通所給付費収入				
	障害児入所給付費収入				
	障害児相談支援給付費収入				
	特例障害児相談支援給付費収入				
	利用者負担金収入				
	補足給付費収入				
	特定障害者特別給付費収入				
	特例特定障害者特別給付費収入				
	特定入所障害児食費等給付費収入				
	特定費用収入				
	その他の事業収入				
	補助金事業収入（公費）				
	補助金事業収入（一般）				
	受託事業収入（公費）				
	受託事業収入（一般）				
	その他の事業収入				
	（保険等査定減）				
	生活保護事業収入				
	措置費収入				
	事務費収入				
	事業費収入				
	授産事業収入				
	（何）事業収入				

	利用者負担金収入 その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入 医療事業収入 入院診療収入（公費） 入院診療収入（一般） 室料差額収入 外来診療収入（公費） 外来診療収入（一般） 保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入（公費） 訪問看護療養費収入（一般） 訪問看護利用料収入 訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の医療事業収入 （保険等査定減） 退職共済事業収入 事務費収入 （何）事業収入 （何）事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入 （何）収入 （何）収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益				
	事業活動収入計（１）				
支出	人件費支出 役員報酬支出 役員退職慰労金支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出				

		水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 （何）費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 （何）費支出 雑支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売原価支出 就労支援事業製造原価支出 就労支援事業仕入支出 就労支援事業販管費支出 授産事業支出 （何）事業支出 退職共済事業支出 事務費支出 （何）支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 （何）評価損 為替差損 貸倒損失額 徴収不能額				
		事業活動支出計(2)				
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				
施設整備等	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 （何）売却収入				

による収支	収支	その他の施設整備等による収入 (何) 収入				
		施設整備等収入計(4)				
		設備資金借入金元金償還支出 社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 (何) 取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 (何) 支出				
		施設整備等支出計(5)				
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 (何) 積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 退職共済預り金収入 退職共済事業管理資産取崩収入 (何) 収入				
		その他の活動収入計(7)				
		長期運営資金借入金元金償還支出 役員等長期借入金元金償還支出 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 社会福祉連携推進業務長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 (何) 積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 退職共済預り金返還支出 退職共済事業管理資産支出 (何) 支出				
		その他の活動支出計(8)				
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
		予備費支出(10)	××× △×××	—	×××	
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				
		前期末支払資金残高(12)				
		当期末支払資金残高(11)+(12)				

(注) 予備費支出△×××円は(何)支出に充当使用した額である。

※ 本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
法人単位事業活動計算書

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益 老人福祉事業収益 児童福祉事業収益 保育事業収益 就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 生活保護事業収益 医療事業収益 退職共済事業収益 （何）事業収益 （何）収益 経常経費寄附金収益 その他の収益		
		サービス活動収益計(1)		
	費用	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 授産事業費用 退職共済事業費用 （何）費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 貸倒損失額 貸倒引当金繰入 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用	△×××	△×××
		サービス活動費用計(2)		
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		
	収益	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益 有価証券評価益 有価証券売却益 基本財産評価益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 積立資産評価益 その他のサービス活動外収益		
		サービス活動外収益計(4)		
	費用	支払利息 社会福祉連携推進業務借入金支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 基本財産評価損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 積立資産評価損 その他のサービス活動外費用		
		サービス活動外費用計(5)		
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		
		経常増減差額(7)=(3)+(6)		
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 その他の特別収益		
		特別収益計(8)		
	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等） 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 その他の特別損失	△×××	△×××
		特別費用計(9)		
		特別増減差額(10)=(8)-(9)		
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		
		前期繰越活動増減差額(12)		
繰越活動増減差額の部		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		
		基本金取崩額(14)		
		その他の積立金取崩額(15)		
		その他の積立金積立額(16)		
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第二様式（第二十三条第四項関係）
事業活動内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益						
		老人福祉事業収益						
		児童福祉事業収益						
		保育事業収益						
		就労支援事業収益						
		障害福祉サービス等事業収益						
		生活保護事業収益						
		医療事業収益						
		退職共済事業収益						
		(何) 事業収益						
	(何) 収益							
	経常経費寄附金収益							
	その他の収益							
	サービス活動収益計(1)							
費用	人件費							
	事業費							
	事務費							
	就労支援事業費用							
	授産事業費用							
	退職共済事業費用							
	(何) 費用							
	利用者負担軽減額							
	減価償却費							
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××	
貸倒損失額								
貸倒引当金繰入								
徴収不能額								
徴収不能引当金繰入								
その他の費用								
サービス活動費用計(2)								
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)								
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益						
		受取利息配当金収益						
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益						
		有価証券評価益						
		有価証券売却益						
		基本財産評価益						
		投資有価証券評価益						
		投資有価証券売却益						
		積立資産評価益						
		その他のサービス活動外収益						
	サービス活動外収益計(4)							
	費用	支払利息						
		社会福祉連携推進業務借入金支払利息						
		有価証券評価損						
有価証券売却損								
基本財産評価損								
投資有価証券評価損								
投資有価証券売却損								
積立資産評価損								
その他のサービス活動外費用								
サービス活動外費用計(5)								
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)								
経常増減差額(7)=(3)+(6)								
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益						
		施設整備等寄附金収益						
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益						
		固定資産受贈額						
		固定資産売却益						
		事業区分間繰入金収益						
		事業区分間固定資産移管収益						
		その他の特別収益						
		特別収益計(8)						
		費用	基本金組入額					
	資産評価損							
	固定資産売却損・処分損							
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)		△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
	国庫補助金等特別積立金積立額							
災害損失								
事業区分間繰入金費用								
事業区分間固定資産移管費用								
その他の特別損失								
特別費用計(9)								
特別増減差額(10)=(8)-(9)								
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)								
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)							
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)							
	基本金取崩額(14)							
	その他の積立金取崩額(15)							
	その他の積立金積立額(16)							
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)							

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第三様式（第二十三条第四項関係）
（何）事業区分 事業活動内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		（何）拠 点	（何）拠 点	（何）拠 点	合計	内部取引消去	事業区分合計
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益					
		老人福祉事業収益					
		児童福祉事業収益					
		保育事業収益					
		就労支援事業収益					
		障害福祉サービス等事業収益					
		生活保護事業収益					
		医療事業収益					
		退職共済事業収益					
		（何）事業収益					
		（何）収益					
		経常経費寄附金収益					
		その他の収益					
	サービス活動収益計（１）						
	費用	人件費					
		事業費					
		事務費					
		就労支援事業費用					
		授産事業費用					
		退職共済事業費用					
		（何）費用					
		利用者負担軽減額					
		減価償却費					
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××		△×××
サービス活動外増減の部	収益	貸倒損失額					
		貸倒引当金繰入					
		徴収不能額					
		徴収不能引当金繰入					
		その他の費用					
		サービス活動費用計（２）					
	サービス活動増減差額（３）＝（１）－（２）						
	費用	借入金利息補助金収益					
		受取利息配当金収益					
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益					
		有価証券評価益					
		有価証券売却益					
		基本財産評価益					
		投資有価証券評価益					
		投資有価証券売却益					
		積立資産評価益					
		その他のサービス活動外収益					
	サービス活動外収益計（４）						
	費用	支払利息					
		社会福祉連携推進業務借入金支払利息					
		有価証券評価損					
		有価証券売却損					
		基本財産評価損					
		投資有価証券評価損					
		投資有価証券売却損					
		積立資産評価損					
		その他のサービス活動外費用					
		サービス活動外費用計（５）					
	サービス活動外増減差額（６）＝（４）－（５）						
経常増減差額（７）＝（３）＋（６）							
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益					
		施設整備等寄附金収益					
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益					
		固定資産受贈額					
		固定資産売却益					
		事業区分間繰入金収益					
		拠点区分間繰入金収益					
		事業区分間固定資産移管収益					
		拠点区分間固定資産移管収益					
		その他の特別収益					
	特別収益計（８）						
	費用	基本金組入額					
		資産評価損					
		固定資産売却損・処分損					
		国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	△×××	△×××	△×××		△×××
		国庫補助金等特別積立金積立額					
		災害損失					
		事業区分間繰入金費用					
		拠点区分間繰入金費用					
		事業区分間固定資産移管費用					
		拠点区分間固定資産移管費用					
		その他の特別損失					
	特別費用計（９）						
	特別増減差額（１０）＝（８）－（９）						
当期活動増減差額（１１）＝（７）＋（１０）							
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額（１２）						
	当期末繰越活動増減差額（１３）＝（１１）＋（１２）						
	基本金取崩額（１４）						
	その他の積立金取崩額（１５）						
	その他の積立金積立額（１６）						
	次期繰越活動増減差額						
	（１７）＝（１３）＋（１４）＋（１５）－（１６）						

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第四様式（第二十三条第四項関係）

（何）拠点区分 事業活動計算書

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益			
	施設介護料収益			
	介護報酬収益			
	利用者負担金収益（公費）			
	利用者負担金収益（一般）			
	居宅介護料収益			
	（介護報酬収益）			
	介護報酬収益			
	介護予防報酬収益			
	（利用者負担金収益）			
	介護負担金収益（公費）			
	介護負担金収益（一般）			
	介護予防負担金収益（公費）			
	介護予防負担金収益（一般）			
	地域密着型介護料収益			
	（介護報酬収益）			
	介護報酬収益			
	介護予防報酬収益			
	（利用者負担金収益）			
	介護負担金収益（公費）			
	介護負担金収益（一般）			
	介護予防負担金収益（公費）			
	介護予防負担金収益（一般）			
	居宅介護支援介護料収益			
	居宅介護支援介護料収益			
	介護予防支援介護料収益			
	介護予防・日常生活支援総合事業収益			
	事業費収益			
	事業負担金収益（公費）			
	事業負担金収益（一般）			
	利用者等利用料収益			
	施設サービス利用料収益			
	居宅介護サービス利用料収益			
	地域密着型介護サービス利用料収益			
	食費収益（公費）			
	食費収益（一般）			
	食費収益（特定）			
	居住費収益（公費）			
	居住費収益（一般）			
	居住費収益（特定）			
	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益			
	その他の利用料収益			
	その他の事業収益			
	補助金事業収益（公費）			
	補助金事業収益（一般）			
	市町村特別事業収益（公費）			
	市町村特別事業収益（一般）			
	受託事業収益（公費）			
	受託事業収益（一般）			
	その他の事業収益			
	（保険等査定減）			
	老人福祉事業収益			
	措置事業収益			
	事務費収益			
	事業費収益			
	その他の利用料収益			
	その他の事業収益			
	運営事業収益			
	管理費収益			
	その他の利用料収益			
	補助金事業収益（公費）			
	補助金事業収益（一般）			
	その他の事業収益			
	その他の事業収益			
	管理費収益			
	その他の利用料収益			

	その他の事業収益			
	児童福祉事業収益			
	措置費収益			
	事務費収益			
	事業費収益			
	私的契約利用料収益			
	その他の事業収益			
	補助金事業収益（公費）			
	補助金事業収益（一般）			
	受託事業収益（公費）			
	受託事業収益（一般）			
	その他の事業収益			
	保育事業収益			
	施設型給付費収益			
	施設型給付費収益			
	利用者負担金収益			
	特例施設型給付費収益			
	特例施設型給付費収益			
	利用者負担金収益			
	地域型保育給付費収益			
	地域型保育給付費収益			
	利用者負担金収益			
	特例地域型保育給付費収益			
	特例地域型保育給付費収益			
	利用者負担金収益			
	委託費収益			
	利用者等利用料収益			
	利用者等利用料収益（公費）			
	利用者等利用料収益（一般）			
	その他の利用料収益			
	私的契約利用料収益			
	その他の事業収益			
	補助金事業収益（公費）			
	補助金事業収益（一般）			
	受託事業収益（公費）			
	受託事業収益（一般）			
	その他の事業収益			
	就労支援事業収益			
	（何）事業収益			
	障害福祉サービス等事業収益			
	自立支援給付費収益			
	介護給付費収益			
	特例介護給付費収益			
	訓練等給付費収益			
	特例訓練等給付費収益			
	地域相談支援給付費収益			
	特例地域相談支援給付費収益			
	計画相談支援給付費収益			
	特例計画相談支援給付費収益			
	障害児施設給付費収益			
	障害児通所給付費収益			
	特例障害児通所給付費収益			
	障害児入所給付費収益			
	障害児相談支援給付費収益			
	特例障害児相談支援給付費収益			
	利用者負担金収益			
	補足給付費収益			
	特定障害者特別給付費収益			
	特例特定障害者特別給付費収益			
	特定入所障害児食費等給付費収益			
	特定費用収益			
	その他の事業収益			
	補助金事業収益（公費）			
	補助金事業収益（一般）			
	受託事業収益（公費）			
	受託事業収益（一般）			
	その他の事業収益			
	（保険等査定減）			
	生活保護事業収益			
	措置費収益			
	事務費収益			

	事業費収益 授産事業収益 (何) 事業収益 利用者負担金収益 その他の事業収益 補助金事業収益 (公費) 補助金事業収益 (一般) 受託事業収益 (公費) 受託事業収益 (一般) その他の事業収益 医療事業収益 入院診療収益 (公費) 入院診療収益 (一般) 室料差額収益 外来診療収益 (公費) 外来診療収益 (一般) 保健予防活動収益 受託検査・施設利用収益 訪問看護療養費収益 (公費) 訪問看護療養費収益 (一般) 訪問看護利用料収益 訪問看護基本利用料収益 訪問看護その他の利用料収益 その他の医療事業収益 補助金事業収益 (公費) 補助金事業収益 (一般) 受託事業収益 (公費) 受託事業収益 (一般) その他の医業収益 (保険等査定減) 退職共済事業収益 事務費収益 (何) 事業収益 (何) 事業収益 その他の事業収益 補助金事業収益 (公費) 補助金事業収益 (一般) 受託事業収益 (公費) 受託事業収益 (一般) その他の事業収益 (何) 収益 (何) 収益 経常経費寄附金収益 その他の収益			
	サービス活動収益計(1)			
費用	人件費 役員報酬 役員退職慰労金 役員退職慰労引当金繰入 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費 事業費 給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費			

		保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 車輛費 棚卸資産評価損 (何) 費 雑費 事務費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 事務消耗品費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 (何) 費 雑費 就労支援事業費用 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品(商品)棚卸高 就労支援事業販管費 授産事業費用 (何) 事業費 退職共済事業費用 事務費 (何) 費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 貸倒損失額 貸倒引当金繰入 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用			
		サービス活動費用計(2)			
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
サービス活	収益	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益 有価証券評価益 有価証券売却益 基本財産評価益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 積立資産評価益 その他のサービス活動外収益 受入研修費収益 利用者等外給食収益 為替差益 退職共済事業管理資産評価益 退職共済預り金戻入額 雑収益			

動 外 増 減 の 部		サービス活動外収益計(4)			
	費 用	支払利息 社会福祉連携推進業務借入金支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 基本財産評価損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 積立資産評価損 その他のサービス活動外費用 利用者等外給食費 為替差損 退職共済事業管理資産評価損 退職共済預り金繰入額 雑損失			
		サービス活動外費用計(5)			
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
経常増減差額(7)=(3)+(6)					
特 別 増 減 の 部	収 益	施設整備等補助金収益 施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 (何)受贈額 固定資産売却益 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 (何)売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益 貸倒引当金戻入益 徴収不能引当金戻入益			
		特別収益計(8)			
	費 用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失	△×××	△×××	
		特別費用計(9)			
		特別増減差額(10)=(8)-(9)			
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
	繰 越 活 動 増 減 差 額 の 部	前期繰越活動増減差額(12)			
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		(何)積立金取崩額			
		その他の積立金積立額(16)			
		(何)積立金積立額			
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			

※ 本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。
 なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

令和 年 月 日現在

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				支払手形			
未収補助金				社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金			
未収収益				役員等短期借入金			
受取手形				1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備貸入金			
貯蔵品				1年以内返済予定設備資金借入金			
医薬品				1年以内返済予定社会福祉連携推進業務資金借入金			
診療・療養費等材料				1年以内返済予定長期運営資金借入金			
給食用材料				1年以内返済予定リース債務			
商品・製品				1年以内返済予定役員等長期借入金			
仕掛品				1年以内支払予定長期未払金			
原材料				未払費用			
立替金				預り金			
前払金				職員預り金			
前払費用				前受金			
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金				前受収益			
1年以内回収予定長期貸付金				仮受金			
社会福祉連携推進業務短期貸付金				賞与引当金			
短期貸付金				その他の流動負債			
仮払金							
その他の流動資産							
貸倒引当金	△××××	△××××					
徴収不能引当金	△××××	△××××					
固定資産				固定負債			
基本財産				社会福祉連携推進業務設備資金借入金			
土地				設備資金借入金			
建物				社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金			
建物減価償却累計額	△××××	△××××		長期運営資金借入金			
定期預金				リース債務			
投資有価証券				役員等長期借入金			
				退職給付引当金			
その他の固定資産				役員退職慰労引当金			
土地				長期未払金			
建物				長期預り金			
構築物				退職共済預り金			
機械及び装置				その他の固定負債			
車輛運搬具							
器具及び備品							
建設仮勘定							
有形リース資産							
(何) 減価償却累計額	△××××	△××××		負債の部合計			
権利				純 資 産 の 部			
ソフトウェア				基本金			
無形リース資産				国庫補助金等特別積立金			
投資有価証券				その他の積立金			
社会福祉連携推進業務長期貸付金				(何) 積立金			
長期貸付金				次期繰越活動増減差額			
退職給付引当資産				(うち当期活動増減差額)			
長期預り金積立資産							
退職共済事業管理資産							
(何) 積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
貸倒引当金	△××××	△××××					
徴収不能引当金	△××××	△××××					
資産の部合計				純資産の部合計			
				負債及び純資産の部合計			

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。
※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

貸借対照表内訳表

令和 年 月 日現在

（単位：円）

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
流動資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金						
1年以内回収予定長期貸付金						
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金						
社会福祉連携推進業務短期貸付金						
短期貸付金						
事業区分間貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
徴収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
固定資産						
基本財産						
土地						
建物						
建物減価償却累計額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
定期預金						
投資有価証券						
その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輛運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
（何）減価償却累計額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
権利						
ソフトウェア						
無形リース資産						
投資有価証券						
社会福祉連携推進業務長期貸付金						
長期貸付金						
事業区分間長期貸付金						
退職給付引当資産						

長期預り金積立資産						
退職共済事業管理資産						
（何）積立資産						
差入保証金						
長期前払費用						
その他の固定資産						
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
徴収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
資産の部合計						
流動負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金						
役員等短期借入金						
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金						
1年以内返済予定設備資金借入金						
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金						
1年以内返済予定長期運営資金借入金						
1年以内返済予定リース債務						
1年以内返済予定役員等長期借入金						
1年以内返済予定事業区分間長期借入金						
1年以内支払予定長期未払金						
未払費用						
預り金						
職員預り金						
前受金						
前受収益						
事業区分間借入金						
仮受金						
賞与引当金						
その他の流動負債						
固定負債						
社会福祉連携推進業務設備資金借入金						
設備資金借入金						
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金						
長期運営資金借入金						
リース債務						
役員等長期借入金						
事業区分間長期借入金						
退職給付引当金						
役員退職慰労引当金						
長期未払金						
長期預り金						
退職共済預り金						
その他の固定負債						
負債の部合計						
基本金						
国庫補助金等特別積立金						
その他の積立金						
（何）積立金						
次期繰越活動増減差額						
（うち当期活動増減差額）						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

第三号第三様式（第二十七条第四項関係）

（何）事業区分 貸借対照表内訳表

令和 年 月 日現在

（単位：円）

勘定科目	（何）拠点	（何）拠点	（何）拠点	合計	内部取引消去	事業区分計
流動資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金						
1年以内回収予定長期貸付金						
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金						
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金						
社会福祉連携推進業務短期貸付金						
短期貸付金						
事業区分間貸付金						
拠点区分間貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
徴収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
固定資産						
基本財産						
土地						
建物						
建物減価償却累計額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
定期預金						
投資有価証券						
その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輛運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
（何）減価償却累計額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
権利						
ソフトウェア						
無形リース資産						
投資有価証券						
社会福祉連携推進業務長期貸付金						
長期貸付金						
事業区分間長期貸付金						
拠点区分間長期貸付金						
退職給付引当資産						

長期預り金積立資産						
退職共済事業管理資産						
（何）積立資産						
差入保証金						
長期前払費用						
その他の固定資産						
貸倒引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
徴収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
資産の部合計						
流動負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金						
役員等短期借入金						
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金						
1年以内返済予定設備資金借入金						
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金						
1年以内返済予定長期運営資金借入金						
1年以内返済予定リース債務						
1年以内返済予定役員等長期借入金						
1年以内返済予定事業区分間長期借入金						
1年以内返済予定拠点区分間長期借入金						
1年以内支払予定長期未払金						
未払費用						
預り金						
職員預り金						
前受金						
前受収益						
事業区分間借入金						
拠点区分間借入金						
仮受金						
賞与引当金						
その他の流動負債						
固定負債						
社会福祉連携推進業務設備資金借入金						
設備資金借入金						
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金						
長期運営資金借入金						
リース債務						
役員等長期借入金						
事業区分間長期借入金						
拠点区分間長期借入金						
退職給付引当金						
役員退職慰労引当金						
長期未払金						
長期預り金						
退職共済預り金						
その他の固定負債						
負債の部合計						
基本金						
国庫補助金等特別積立金						
その他の積立金						
（何）積立金						
次期繰越活動増減差額						
（うち当期活動増減差額）						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

令和 年 月 日現在

令和 年 月 日現在

(単位：円)

※ 本様式は、勘定科目の大区及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。
※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

附 則

この省令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。